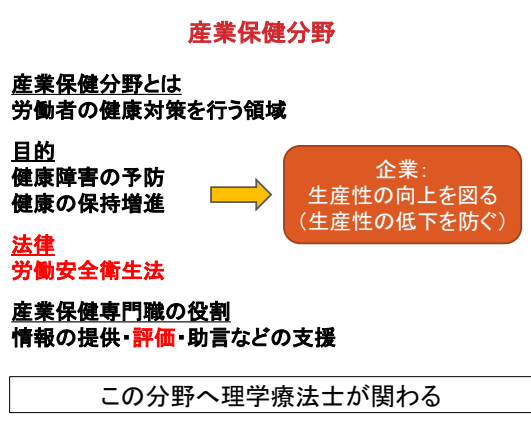


産業保健分野の理学療法とは

産業理学療法部門 代表運営幹事 山崎重人

産業保健分野での理学療法を、産業理学療法と呼んでいる。産業保健分野とは、全国の勤労者の健康対策を行う分野であり、労働安全衛生法に基づいている。この法律は、健康障害の予防と保持増進を目的とし、基本となる考え方に健康管理、作業環境管理、作業管理の三管理がある。

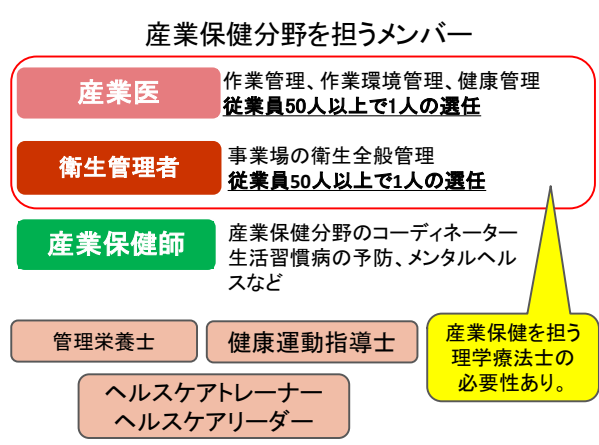


この分野を担う構成員として、産業医、 歯科医師、看護職、衛生管理者、作業環境測定士、作業主任者、社会保険労務士、労働衛生コンサルタント、心理職などがあるが、理学療法士は含まれていない。各構成員は連携したうえで、それぞれの専門性を活かした情報提供、評価、助言などの支援を行うこととなっている。

〈産業理学療法の現状〉

産業保健分野で、前述の専門職と連携し、活動を進めていこうとしている理学療法士は存在しているが、病院に勤務しつつ、働く人の健康問題を改善するために、職場の環境改善や管理体制に対する指導を含めて、身体活動指導や生活指導を行うことのできる環境にある理学療法士は、きわめて稀であり、勤労者にはもちろん各専門職にさえ、理学療法士がこの分野でなにができるのかが認知されていない。

労働安全衛生法のなかでは、産業医と衛生管理者だけは従業員 50 人以上の職場で一人選任しなくてはならないと定められているが、理学療法士や他の専門職については、法律上は選任の明記はされていない。



理学療法士が産業保健へ参入することの意義

産業理学療法部門 運営幹事 川又華代

少子高齢化が進み、労働人口が減少している現在、企業や社会では多様な労働量の活用とともに、労働力の質の向上が求められている。

総務省統計局「労働力調査」によると事業所590万箇所、就業者数は6316万人とされており、それに対して、6500人の産業医と約5000～10000人の保健師という少ない人員によって対策を施してきた¹⁾。

この現状に対し、理学療法士が産業保健分野へ参入することで、人的にも質的にもアップし、健康増進・疾病予防、ひいては医療費の負担減少・生産性維持・効率向上につながると考えられる。

具体的には以下がある。

- ① 高齢者雇用：
運動機能評価と指導を実施し中高年者が安全に従事できるよう理学療法士がサポートすることで中高年者の雇用を促進し、労働人口の維持確保に貢献できる。
- ② 両立支援：
働き方改革の一つの柱でもある、治療と仕事の両立支援においても、病気を抱える労働者の92.5%が就労継続を希望し、現在仕事をしていない人でも70.9%が就労を希望している現実がある¹⁾。こうした疾病を患った勤労者の職種、通勤手段、作業内容、作業に必要な身体能力を把握し理学療法を施すことで早期職場復帰を促し、治療と就労の両立支援に貢献できる。
- ③ 健康経営：
理学療法士が持っている運動学的視点、人間工学的視点、リスク予測能力などを駆使して、働く方々の健康維持増進に寄与し結果的にパフォーマンスの向上に貢献できる。

以上、これまで臨床で培ってきた理学療法士の視点や考え方を産業保健に活用することで、日本経済の発展に貢献できると考える。

参考文献

- 1) 総務省統計局 労働力調査. <http://www.stat.go.jp/data/roudou/index.htm>
- 2) 労働政策研究・研修機構ホームページ. <http://www.jil.go.jp/press/documents/20130624.pdf>
- 3) 川又華代. 産業理学療法の役割. 理学療法学. vol.43 Suppl. No.1 9-12, 2016.

産業理学療法について更に詳しく知ろう！

産業理学療法部門 運営幹事 加藤芳司

<労働安全衛生法とは>

労働基準法から枝分かれし、昭和 47 年に定められた。本法には、労働者の安全・衛生に関する事業主の責務として「事業主は、労働安全衛生法で定める労働災害防止のための措置を徹底するとともに、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて、職場における労働者の安全と健康を確保しなければならない」と示されている¹⁾。

具体的な措置として以下が示されている^{3,4)}。

- ① 事業場の規模等に応じ、安全管理者、衛生管理者および産業医等の選任や安全衛生委員会等を設置
- ② 事業主等は、労働者の危険または健康障害を防止するための措置を講じること
- ③ 機械、危険物や有害物等の製造や取り扱いの基準を守ること
- ④ 労働者の就業にあたり、安全衛生教育の実施や必要な資格を取得すること
- ⑤ 事業主等は、作業環境測定、健康診断等、労働者の健康の保持増進に務める
- ⑥ 事業主は、快適な職場環境の形成に努めること

①に示した「事業場の規模等に応じて」とは、常時従業員が 50 人以上の事業場では労働安全衛生委員会を月に 1 回以上設置し、かつ、産業医と衛生管理者を 1 人選任することが義務づけられている。

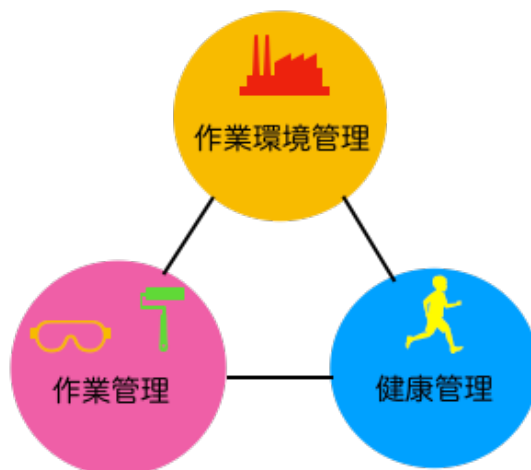
具体的には産業医の選任は労働者数 50 人以上は 1 名、3000 名以上は 2 人とし、1000 人以上の事業場については専属の産業医が求められる。また衛生管理者の選任においては 50 人以上から 3000 人を超える労働者数に合わせて 1 人～6 人以上の専属の衛生管理者を置かなくてはならないとされている。その他労働者人数と業種に応じて総括安全衛生管理者、安全管理者、50 人未満においては安全衛生推進者、衛生推進者の選任が義務付けられている。

また、50 人未満の事業場において、安全衛生推進者、衛生推進者の選任に加え、保健師の活用など労働者の健康管理に努めるように求められており、事業場等で産業保健に携わる医療専門職は産業医、保健師、看護師などが主に関わっている。

こうしたスタッフとともに理学療法士の専門性を活かした連携が進みつつあるが、産業保健領域で活躍する理学療法士はわずかであり、勤労者の認識や各スタッフに理学療法士がこの領域で何が提供できる職種であるのかの理解は進んでいないのが現状であり、普及啓発がさらに求められる。

<労働衛生の三管理とは>

勤労を行うにあたり有害環境に暴露される危険がある場合に、心身の健康障害を防ぐための考え方を「作業環境管理」、「作業管理」、「健康管理」の三管理と呼んでいる。



作業環境管理

作業環境の有害要因の状態を把握し、可能な限り良好な環境を維持管理すること。

取り扱う原資、素材を有害性に低いものに変更する、有害物の発生源を遮断する、有害物を極力減らすための機器設備を整えること。

作業管理

作業に含まれるムリ・ムダ・ムラを見つけ出し、除去することにより、作業の生産性を極力維持しながら労働者の健康を阻害する要因を作業から除去すること（日本予防医学協会定義）。

作業時間の見直し、効果的な保護具の使用を進めるなど。

健康管理

健康診断を通して勤労者の心身状況を把握し、診断結果に合わせた保健指導、事後措置を行い、作業環境管理、作業管理との関連も検討しながら勤労者の健康障害を予防すること。

この健康管理に、産業医、産業保健師、心理カウンセラーなどとともに理学療法士もそのスキル活用が期待できる⁵⁾。

<健康経営とは>

企業にとって、従業員の健康保持・増進を行うことは、医療費の適正化や生産性の向上、さらには企業イメージの向上等につながることであり、その取り組みに必要な経費は単なる「コスト」ではなく、将来に向けた「投資」ととらえられる。

従業員の健康保持・増進への取り組みが、将来的に収益性等を高める投資であるとの考えのもと、健康管理を経営的視点から戦略的に実践するという健康経営の考え方が重要となってきた。

経済産業省ガイドブックでは健康経営の定義を「従業員の健康増進を重視し、健康管理を経営課題として捉え、その実践を図ることで従業員の健康の維持・増進と会社の生産性向上を目指す経営手法」と示している⁶⁾。

参考文献

- 1) 高田 勲. ILO/WHO の労働衛生 (Occupational Health) の新しい定義 (1995 年 4 月) の解説. 産業医学ジャーナル. 産業医学振興財団. vol.22 (2) 10-15, 1999.
- 2) 厚生労働省ホームページ. 労働契約法について. (2018 年 3 月引用)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/keiyaku/roudoukeiyaku01/index.html
- 3) 厚生労働省ホームページ. 安全と衛生に関する主な制度. (2018 年 3 月引用)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/anzen/index.html
- 4) 川又華代. 産業理学療法士の役割. 理学療法学. 日本理学療法士協会. vol. 43 Suppl. No. 1 9-12, 2016.
- 5) 泉陽子. 労働衛生行政の動向. 総合リハ. 医学書院. vol. 43 (6) 535-540, 2015.
- 6) 経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課. 企業の「健康経営」ガイドブック. 2016.